識案第 八

号

特別職の職員で非常勤のものの報節及び質用弁償に萬する条例の

部改正について

次のとおり特別職の職員で非常動のものの報酬及び實用弁債に関する条例の一 部を改正

することについて、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第

項の規定

昭和五十七年三月十日

により、本議会の議决を求める。

長 松 村

 \equiv

朝

町

喬 成

昭和五拾七年 各月廿日 原案可決

一朝町議会議長名越典由

三朝町条例第

特別職の職員で非常動の b Ø Ø 敩 H 及び賃用弁債に 関する条例

Ø

部を改正する 米 例

特 別 檝

0

職

員で

非

常勤

の

もの

0

報酬及び費用弁償に関する

米

(昭 和

Ωij + 五 年 Ξ

朝町

一報 M 別表中一を次のように改める。 ・ - 部を次のように改 例第三号) 部を次のように改正する。

監 X 査 委 分 員 た委員知識経験を有する者のうちから選任され 藤会の該 榖 月 月 額 額 負のうちから選任された委員 一个000円 八五 の 0 0 額 円

-

5

			\													
	評	固	i en Sens			1	是		te est			ris.)			
	価	定														
	審	資				į	集			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		Ī	育			
		産														
	査					Ž	委					Ž	廷			
	委						/ = 1.00 - 1.00	, N								
	員	-				j	Ę					j	į			
					<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		· · · · · ·	<u> </u>			1				
	委		会		姿		会長	9	会		委		委	· · · · · · · ·	委	
	員		.		я		長			1	·		委員長		委員長	
日	貝	日	長	H	員	月	取	月	長	月	員	月	長戦	月	長	
額		額		月額		額	務代理	額		額	•	額	務	額		
							理						代	•		
				=		_	者	===					代理者			
125		大		1	<u>.</u>					0		=	有	=		
0 0		↑ 0 0 0		0'00		三	-	三、五		1000		二二年〇		五.		
0		0		0.0		0,0		0	Andria Antri		. ,	0		0		
円 円		0 円	•) 円				0		0		0		0		
17		F.1		[]		円		H)		円	* **	円		円		
						•										
						t' '.		, which								
		: .												- 4,		

1.

構成員 ・日 額 四、0 0 円 ・条例で定めた附属機関の	成員 日額 四、0 0 円 骨で定めた附属機関の姿 日額 四、0 0 円 法律又はこれに基づく政	社会教育指導員 月額五四00円	選挙立会人 一回につき 四五00円	開 票 立 会 人 一回につき 四五 0 0 円	投票 立 会 人 日額 四五 0 0 円	開票管理者 一回につき 玉木〇〇円	投票管理者 日額 五六00円	選 挙 長 一回につき 五六〇〇円		選挙管理委員 委員長日貓 六00円
	H	円	P	円	H	円	円		円	P